



平成27年5月26日

各 位

会社名 名古屋電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 干場 敏明
(コード番号 6797 名証第二部)
問合せ先 取締役 江州 秀人
(TEL. 052-443-1111)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とすると共に、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単위를 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものとします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

(ご参考) 平成 27 年 7 月 1 日をもって、名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更の内容

(1) 上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 2 章 株 式 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附 則 第 8 条の変更は、平成27年7月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p>

3. 日程

定款変更の効力発生日

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

以上